

アムンディ エス・エフー
SMBC・アムンディ プロテクトファンド
米ドルステップ 201803

ルクセンブルク籍／契約型／単位型公募外国投資信託（米ドル建）

運用報告書（償還報告書）

（全体版）

作成対象期間

第7期

自：2024年1月1日
至：2024年2月28日（ファンドの満期日）

受益者のみなさまへ

毎々、格別のご愛顧にあずかり厚くお礼申し上げます。

さて、アムンディ エス・エフーSMBC・アムンディ プロテクトファンド 米ドルステップ 201803（以下「ファンド」といいます。）は、2024年2月28日に満期償還いたしました。ここに、運用状況をご報告申し上げます。

これまでファンドをご愛顧頂き、誠にありがとうございました。

管理会社
アムンディ・ルクセンブルク・エス・エー

代行協会員
アムンディ・ジャパン株式会社

<4643039・4571814>

ファンドの仕組みは、以下のとおりです。

ファンド形態	ルクセンブルク籍／契約型／単位型公募外国投資信託（米ドル建）
信託期間	設定日（2018年4月12日）から満期日（2024年2月28日）まで ファンドは、2024年2月28日に満期を迎え、償還いたしました。
繰上償還	<ul style="list-style-type: none"> ●ファンドの満期日は、2024年2月28日です。満期日において、ファンドは清算され、投資運用会社を通じてすべての受益者の利益のために行う管理会社は、可能な限り速やかに証券を換金し、受益者に純手取金を分配することを目指します。 ●いかなる時点においても、ファンドの純資産価額が5,000万ユーロを下回る場合、管理会社は、ファンドを設定しないか、または清算することを決定することができます。 ●管理会社および保管受託銀行は、その双方の合意により、事前の通知を条件として、ファンドまたはそのサブ・ファンド（またはその受益証券クラス）を、いつでも解散および清算することができます。
運用方針	ファンドは、推奨保有期間の最終日（満期日（2024年2月28日））に、投資額（米ドル建の当初募集価格）の100%を確保しつつ、信託期間中の信託財産の成長を目指します。
主要投資対象	<p>ファンドは、投資を保守的運用（低リスク）部分および成長運用（高リスク）部分に配分して、新興国市場を含む世界の幅広い証券に直接または間接的に投資します。この投資対象には、ファンドの投資目標を達成するため、財務目的のため、かつ／または市況が望ましくない場合、様々な償還期日の公社債（投資適格またはそれ以下の格付を含む。）、株式、転換社債およびマネーマーケット証券が含まれることがあり、またファンドの投資目標を達成するため、財務目的のため、かつ／または、市況が望ましくない場合、金融機関預金が含まれることもあります。また、コモディティ、不動産および通貨のエクスポージャーも取ることがあります。</p> <p>ファンドは資産の10%を超えて他のUCITS^{*1}およびUCI^{**2}に投資することもあります。</p> <p>ファンドは様々なリスクの低減、ポートフォリオの効率的な運用および様々な資産、市場または収益源に対するエクスポージャー（ロング、ショートとも）取得のためデリバティブを利用することもあります。どの時点でもファンドのロングポジションはショートポジションの債務等をカバーするための十分な流動性を確保します。</p> <p>※1 UCITS 欧州議会および理事会指令2009/65/ECに準拠する譲渡可能証券を投資対象とする投資信託</p> <p>※2 UCI UCITS以外の投資信託</p>
ファンドの運用方法	<p>ファンドは、市況の分析に基づいて、投資を継続的に保守的運用部分と成長運用部分に配分することで機動的な資産保全戦略を追求します。</p> <p>満期日の受益証券1口当たり純資産価格は、最低でも満期時におけるプロテクト価額*となります。</p> <p>*投資運用会社は、満期日の受益証券1口当たり純資産価格が満期時におけるプロテクト価額を上回ることを目指して運用します。なお、設定当初の満期時におけるプロテクト価額は、米ドル建の当初募集価格（1口当たり100米ドル）となります。</p> <p>設定後、1口当たり純資産価格が当初募集価格（100米ドル）の5%（同様に当初募集価格の5%毎）を超えた場合、満期時におけるプロテクト価額は当初募集価格の2.5%（同様に当初募集価格の2.5%毎）上昇します。一度上昇した満期時におけるプロテクト価額は下落しません。</p> <p>満期日の受益証券1口当たり純資産価格が、満期時におけるプロテクト価額を下回らないように、ファンドのための契約（保証契約*）をアムンディ・ルクセンブルク・エス・エー（管理会社）とクレディ・アグリコル・エス・エー（保証会社）と締結します。</p> <p>*保証契約とは、満期日の受益証券1口当たり純資産価格が満期時におけるプロテクト価額を下回らないために必要となる額を保証会社がファンドに支払うことで、満期日の受益証券1口当たり純資産価格を満期時におけるプロテクト価額で下回らないように確保する契約です。<u>かかる支払いは、満期日においてのみ行われます。</u>なお、ファンドに保証契約を付することについて、ファンドの信託財産から保証料が支払われます。</p>

投資制限	<p><u>リスク分散規則</u></p> <p>リスク分散の原則に従い、管理会社は、ファンドの資産の10%を超えて単一発行体の譲渡可能証券または短期金融市場商品に投資できず、また、ファンドの資産の20%を超えて同一機関への預金を行うことができない等の制限を課されています（ただし、一定の例外があります。リスク分散規則の詳細は有価証券報告書をご確認ください。）。</p> <p><u>投資制限</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ●管理会社は、運用しているすべてのUCITSに関し、発行体の経営に全体的に重大な影響を及ぼすことができる場合、議決権付投資証券を取得することはできません。 ●ファンドが属するアンブレラ・ファンドは、全体で、(i) 単一発行体の発行済み無議決権株式の10%、(ii) 単一発行体の発行済み債券の10%、(iii) 単一発行体の短期金融市場商品の10%、または (iv) 同一UCITSおよび/またはUCIの発行済み投資証券または受益証券の25%を超えてこれらを取得することはできません（ただし、一定の例外があります。）。 ●ファンドは、金融派生商品に関する自身のグローバル・エクスポージャーが自身のポートフォリオの合計正味価額を超えないことを確認します。 ●ファンドは、商品もしくは貴金属またはこれらを表象する証券を取得することはできません。 ●ファンドは、不動産または不動産に関するオプション、権利もしくは所有権に投資することはできません。 ●ファンドは、第三者のために貸付を行う、または保証を付与することはできません。 ●ファンドは、譲渡可能証券、短期金融市場商品またはその他の金融商品の空売りを行うことはできません。
分配方針	<p>原則として分配は行わない方針です。</p>

I. ファンドの設定から前期までの運用の経過

第1期（2018年4月12日～2018年12月31日）

■ 投資環境について

1. 世界株式

2018年は2017年と比較して、はるかに困難な年となりました。株式市場は全地域で大きく下落しました。米中間の貿易問題の悪化により、新興国資産（株式および債券）が最初に影響を受け、成長予想が後退するにつれて、米国と中国以外の国々も徐々に勢いを失いました。2018年10月から年末にかけての下落により、最も好調であった米国株でさえも2018年のすべての上昇分を相殺するなど、株式市場にとって非常に厳しい状況となりました。

2. 世界債券

堅調な経済情勢を背景とした金融引き締め策により、2018年に世界の債券市場は下落圧力を受けました。そして期初から2018年10月にかけて、米国国債の利回りは上昇（国債価格は下落）基調となりました。その後、世界的な株式市場の急落を受けて、投資家はFRB（米連邦準備理事会）（以下「FRB」といいます。）の金融引き締め策の停止を予想し始めました。米中貿易問題の悪化は、世界経済の減速に対する懸念を強め、米国国債の利回りは低下傾向を示しました。市場はFRBが2019年または2020年に利下げに追い込まれると予想しました。FRBの金融引き締め策は、金融状況の悪化のきっかけとなり、投資適格社債、ハイイールド社債、および新興国債にとり下落圧力となり、クレジット・スプレッドは一段と拡大しました。結局、当期の投資適格社債、ハイイールド社債および新興国債のパフォーマンスはマイナスとなりました。

3. 為替（米ドル対日本円、米ドル対ユーロ）

FRBの金融引き締め策を受けて、期初以降、米ドルは全般に強含みしました。しかしながら、世界的な株価下落を背景に、2018年12月に日本円が大きく買われ円高・米ドル安となりました。日本円は、市場が暴落した場合の典型的な避難先となりました。

■ ポートフォリオについて

当ファンドの運用開始以降、リスク資産（株式、社債、新興国債）と国債の間でバランスのとれた慎重な資産配分を行いました。当ファンドは当初、株式のウェイトは18%弱、債券の修正デュレーションは約5.9年としました。クレジットセクターでは、投資適格社債を中心に、ハイイールド社債、新興国債にも投資しました。さらに、円安基調を追い風に、当ファンドはリスクヘッジの一環として、円に強気、米ドルに弱気なポジションをとりました。

10月以降にリスク資産が急落したことを受けて、株式への配分を20%近い水

準に引き上げました。一方で、ポートフォリオのなかにヘッジ機能を持つ資産（米国債、日本円、金鉱株）を組入れていたことは、ポートフォリオ構築の要であり、2018年末のリスク資産の急落の影響は限定的となりました。

期末時点で、満期時におけるプロテクト価額は1口当たり100米ドルで維持されました。

■ 1口当たり純資産価格の主な変動要因

<下落要因>

- ① 2018年10月から年末にかけて、米中貿易問題の悪化と世界経済の減速懸念を背景に、リスク回避姿勢が世界的に高まり、全地域で株式は下落し、マイナスに寄与したこと
- ② 投資適格社債およびハイイールド社債が、クレジット・スプレッド（国債との利回り格差）の拡大の影響を受けて、当期を通じてパフォーマンスにマイナス寄与したこと
- ③ F R Bによる金融引き締め策が新興国市場に打撃を与えたため、パフォーマンスにマイナスに寄与したこと

<上昇要因>

- ① 世界のリスク資産市場に打撃を与えた投資家のリスク回避姿勢の台頭により、2018年末に向けて債券利回りが低下したことから、米国国債がパフォーマンスにプラス寄与したこと
- ② 同様に、投資家のリスク回避姿勢により、対米ドルの円ロング・ポジションが2018年末にパフォーマンスにプラス寄与したこと

第2期（2019年1月1日～2019年12月31日）

■ 投資環境について

1. 世界株式

2019年の世界株式市場は好調な一年となりました。2018年末に株式市場は下落したものの、2019年に入ると米中貿易交渉の合意に対する楽観的な見方と各国・地域の中央銀行のハト派的な金融政策を受けて株式市場は反発しました。このリスク選好傾向は、5月および8月に米中貿易問題が再燃した時期を除き、おおむね一年を通じて続きました。年後半以降、中央銀行のハト派的な金融政策転換に加え、米中貿易交渉に進展の兆候が台頭したことで、良好な市場心理に拍車がかかり、年末に向けて上昇して当期末を迎えました。

2. 世界債券

世界債券市場は、各国・地域の中央銀行のハト派的な金融政策への転換から上昇しました。米国の金利は、世界の経済統計が悪化している中、F R Bがハト派色を徐々に強めたため低下しました。2019年を通じて、F R Bは3度の利下げにより政策金利の上限を2.50%から1.75%まで引き下げました。

3. 為替（米ドル対日本円、米ドル対ユーロ）

為替については、ユーロ圏や新興国市場で状況が悪化する中、米ドルは経済統計の悪化とF R Bのハト派的姿勢にもかかわらず、安定的に推移しました。ユーロは対米ドルで2019年9月頃まで下落基調であったものの、10月頃から年末にかけて強含みました。一方で、日本円は当期中、対米ドルで1%程度上昇しました。

■ ポートフォリオについて

当ファンドは、リスク資産（株式、社債、新興国債）と国債の間でバランスのとれた慎重な資産配分を行いました。2018年末に市場が下落し、当ファンドの1口当たり純資産価格は一時下落したものの、2019年初の上昇相場の恩恵を受けることができました。その後、バリュエーションと経済指標を勘案し、3月末に株式の組入比率を削減しました。6月に、満期時におけるプロテクト価額が上昇したため、株式を一部売却しました。その一方、国債と社債については、各国・地域の中央銀行のハト派的姿勢を勘案し、保有を継続しました。年後半以降、米中間の貿易摩擦の緩和を背景にリスク選好の改善の恩恵を受けるため、株式の組入比率を徐々に増加させました。米国より日本、欧州および新興国を選好し、米国については、一部を価格変動が相対的に小さいETFに切り替えました。

当期末時点で、満期時におけるプロテクト価額は1口当たり102.5米ドルとなっています。

■ 1口当たり純資産価格の主な変動要因

<上昇要因>

- ① 2019年初と年後半に株式市場が上昇したこと
- ② 米国国債の利回りが低下（債券価格は上昇）したこと

<下落要因>

2019年半ばに政治的不透明感を発端として株式市場が軟調に推移したこと

第3期（2020年1月1日～2020年12月31日）

■ 投資環境について

1. 世界株式

2020年の世界株式市場は上昇しました。新型コロナウイルスのパンデミック（世界的大流行）により、戦後最大の世界的景気後退となり、2月から3月にかけて株価が大きく下落しました。しかし、株価は3月末頃から上昇に転じ、11月には新型コロナウイルスのワクチン承認の発表を受けてさらに上昇しました。ワクチンの承認、金融緩和策や財政政策などが支援材料となり、下半期を通じて景気は力強く回復しました。その結果、年初からの景気後退

にもかかわらず、株式市場は堅調に推移し年末を迎えました。

2. 世界債券

2020年の世界債券市場は大幅に揺れ動き、主要国の国債利回りは当期を通じて低下（債券価格は上昇）しました。新型コロナウイルスの急速な感染拡大により、3月にはリスク回避姿勢が台頭しました。主要国の国債利回りは、中央銀行が大規模な金融緩和を行ったことから、3月にかけて急低下しました。特にFRBは、3月に金利をゼロまで引き下げ、FRB史上初めて社債の購入を開始しました。4月以降は金利低下も一服し、各国の積極的な財政政策や経済再開による景気回復期待などから金利はやや上昇しましたが、金融緩和の長期化見通しから低位で推移しました。

社債市場は、3月には新型コロナウイルスの感染拡大を受けてスプレッド（国債との利回り格差）が急拡大したものの、以降はスプレッドの縮小と、特に国債利回りの大幅な低下のため、好調に推移しました。

3. 為替（米ドル対日本円、米ドル対ユーロ）

米ドルは2020年を通じて円およびユーロに対して下落しました。FRBが新型コロナウイルスによる景気後退を受けて超緩和策を実施したことから、米ドルは多くの先進国通貨をアンダーパフォーマンスしました。

■ ポートフォリオについて

当ファンドの運用開始以降、リスク資産（株式、社債、新興国債）と国債の間で慎重な資産配分を行いました。2020年の年初を振り返ると、経済成長および市場の見通しはポジティブで、当ファンドは積極的な資産配分を行いました。しかし、世界中で新型コロナウイルス感染が急速に拡大し、市場にリスク回避姿勢が台頭する中、多くの国でロックダウン（都市封鎖）が実施され、投資家はスプレッド拡大と経済活動の停滞を織り込み始めました。このような環境下、株式や社債を中心に広範な資産が大幅に下落したことで、当ファンドのパフォーマンスは下落しました。この下落を受けて株式のウェイトを3月の半ばに完全に削減しました。また、社債やハイイールド債などの組入れも3月末から4月にかけて削減しました。以降、当ファンドは、ファンドの償還日におおむね一致する満期日の米国国債を中心としたポートフォリオを維持しました。

当期末時点で、満期時におけるプロテクト価額は1口当たり105米ドルとなっています。

■ 1口当たり純資産価格の主な変動要因

<上昇要因>

2020年3月末以降、新型コロナウイルス感染拡大後、先進国各国・地域の中央銀行による緩和的な金融政策により米国国債が上昇したこと

<下落要因>

2020年2月から3月にかけて、新型コロナウイルスの感染拡大を発端とした金融市場の混乱により、株式、社債および新興国国債が下落したこと

第4期（2021年1月1日～2021年12月31日）

■ 投資環境について

1. 世界株式

2021年の世界株式市場は大きく上昇しました。2020年に開発された新型コロナウイルス用ワクチンの普及や大規模な金融・財政政策により、強い景気回復がみられたことが株式市場のサポート材料となりました。期中には新型コロナウイルス変異株や中国不動産大手の資金繰り懸念、FRBによる早期のテーパリング（量的緩和の縮小）観測などによりボラティリティ（価格変動性）が高まる局面はあったものの、期を通じて堅調に推移しました。

2. 世界債券

2021年の世界債券市場では金利が上昇（債券価格は下落）しました。期の前半は、新型コロナウイルスのワクチン接種の進展による景気回復期待、インフレに対する懸念、金融政策の引き締め観測などが金利上昇要因となりました。新型コロナウイルス変異株の感染急増により、長期金利が低下（債券価格は上昇）した場面もありましたが、FRBは、年半ばから後半にかけて、金利予想の中央値を引き上げ、量的緩和策縮小の可能性について検討するなど、ハト派的姿勢を弱めました。また、インフレ長期化の観測も高まり、長期金利は上昇傾向のまま期を終えました。

3. 為替（米ドル対日本円、米ドル対ユーロ）

米国経済の力強い回復と予想を上回るインフレデータにより金融引き締め期待が高まったことで、米ドルは期中に対円および対ユーロで上昇しました。

■ ポートフォリオについて

2020年3月の新型コロナウイルスの感染拡大を発端とした市場の大幅な下落以来、当ファンドでは保守的な運用を継続しており、期初時点で、当ファンドでは株式を保有せず、ファンドの満期償還日に近い満期日の米国国債および投資適格社債を中心に投資しました。

当ファンドは、クレジット・スプレッド（国債との利回り格差）が拡大したタイミングで、ポートフォリオの利回りを高めるため米国国債の一部を社債に切り替えました。しかし、各国・地域の中央銀行による大規模な量的緩和を背景にクレジット・スプレッドは縮小傾向で推移し、社債への投資によりポートフォリオの利回りを引き上げるには至りませんでした。結果的に期中は大きなポートフォリオの変更を行いませんでした。

当期末時点で、満期時におけるプロテクト価額は1口当たり105米ドルとなっています。

■ 1口当たり純資産価格の主な変動要因

<下落要因>

- ① 2021年の第1四半期を中心に、米国国債利回りが上昇（債券価格は下落）したこと
- ② 当期を通じて、金利上昇により組入れていた社債の価格が下落したこと

第5期（2022年1月1日～2022年12月31日）

■ 投資環境について

1. 世界株式

2022年の世界株式市場は下落しました。2022年初めに公表されたFRB議事録で、FRBが市場予想を上回る金融引き締め政策を行う意向が示されたことや、2月末にロシアがウクライナに侵攻を開始したことなどが株式市場の下落要因となりました。期中には、利上げへの過度な懸念が後退し反発する場面もみられましたが、8月にFRB議長が強い金融引き締め策の維持を表明したことで再び下落しました。期末にかけては、利上げの長期化や世界的な景気後退懸念を背景に下落して当期を終えました。

2. 世界債券

2022年の世界債券市場ではインフレ率の上昇を受けて各国・地域の中央銀行が金融引き締め策に強気な姿勢を示したことから不安定な動きとなり、主要国の国債利回りは期を通じて上昇（債券価格は下落）しました。期初から上昇基調にありましたが、利上げによる景気後退懸念や6月にFRB議長が今後の利上げペースについて慎重な姿勢をみせたことから主要国の国債利回りは低下（債券価格は上昇）しました。しかし、その後はインフレ懸念の高まりや金融引き締め継続の予想から利回りは再び上昇基調に転じ当期を終え

ました。

社債市場は、値動きをとめないながら2022年10月まではスプレッド（国債との利回り格差）が拡大しましたが、期末にかけてはFRBによる利上げペース鈍化への期待等から国債利回りがやや軟調となり、スプレッドは拡大幅を縮小して当期を終えました。

3. 為替（米ドル対日本円、米ドル対ユーロ）

米ドルは、堅調な雇用市場や予想を上回るインフレデータを背景にFRBによる金融政策の大幅な引き締め観測が高まったことや、日銀による緩和的な金融政策の継続決定を受け、期中に対円で上昇しました。また、ロシア・ウクライナ問題や、コモディティ価格の高騰、イギリスの財政問題などを受けて、対ユーロでも上昇しました。

■ ポートフォリオについて

2022年の年初時点で、ポートフォリオは株式を保有しておらず、保守的な運用を継続しております。ファンドの満期償還日に近い満期日の米国国債および米国・欧州の投資適格社債を中心に投資しました。

当ファンドは2022年2月に、満期日（2024年2月28日）まで資産のすべてを保守的運用とすることを決定しました。満期日まで、成長運用部分（リスク資産）への投資を行うことはありませんので、満期日におけるプロテクト価額は1口当たり105.00米ドルから変動することはありません。

■ 1口当たり純資産価格の主な変動要因

<下落要因>

- ① 当期を通じて、国債と社債の利回りが世界的に上昇（債券価格は下落）したこと
- ② 当期を通じて、インフレ率の上昇やFRBの金融引き締め策を受けて、米国国債2年物利回りが上昇したこと

第6期（2023年1月1日～2023年12月31日）

■ 投資環境について

1. 世界株式

世界株式市場は2022年に大幅に下落しましたが、当期期初には金利の安定化を背景として反発に転じました。しかし、2023年3月に米国の地方銀行が経営破綻したことで金融システムへの不安が広がったことは、市場を揺るがせました。ただし、これを受けたFRBの迅速な対応などから、市場はすぐに落ち着きを取り戻しました。以降は、米国の経済指標が市場予想を上回ったことや、好調な企業業績、AI（人工知能）への明るい見通しなどが株式市場を押し上げました。

2. 世界債券

2023年の世界債券市場は、インフレ率の上昇を受けて各国・地域の中央銀行が金融引き締め策に強気な姿勢を示したことから不安定な動きとなりました。当期の米国の経済指標は予想を上回って堅調でした。そのため、金融政策においては、FRBはおおむねタカ派的な姿勢を強め、1月、3月、5月および7月に金利をそれぞれ0.25%引き上げました。バランスシートについては、FRBは量的な引き締めを継続しました。これらを受けて、金利は米国を含め世界的に横ばいで推移しました。

3. 為替（米ドル対日本円、米ドル対ユーロ）

米ドルは、年初から円に対して優位の展開となりましたが、3月の米国中堅銀行の破綻などから金融システム不安が広がると、質への逃避としての円買いの動きがみられました。その後は、日銀の緩和的な金融政策継続やインフレ懸念、長期金利の上昇等を背景に米ドルは対円で強含みの展開となりました。

ユーロは、期初から7月中旬にかけて欧州での金利引き上げ期待を背景に、米ドルに対して強含みで推移しました。その後、中国経済に対する先行き不透明感もありドイツの景気見通しが悪化したことで、一本調子で値を下げました。期末にかけては上昇基調に転じ、期を通じて米ドルに対して上昇しました。

■ ポートフォリオについて

2022年の年初時点で、ポートフォリオは株式を保有しておらず、保守的な運用を継続しております。当期も当ファンドの満期償還日に近い満期日の米国国債および米国・欧州の投資適格社債を中心に投資しました。

当ファンドは2022年2月に、満期日（2024年2月28日）まで資産のすべてを保守的運用とすることを決定しました。満期日まで、成長運用部分（リスク資産）への投資を行うことはありませんので、満期日におけるプロテクト価額は1口当たり105.00米ドルから変動することはありません。

■ 1口当たり純資産価格の主な変動要因

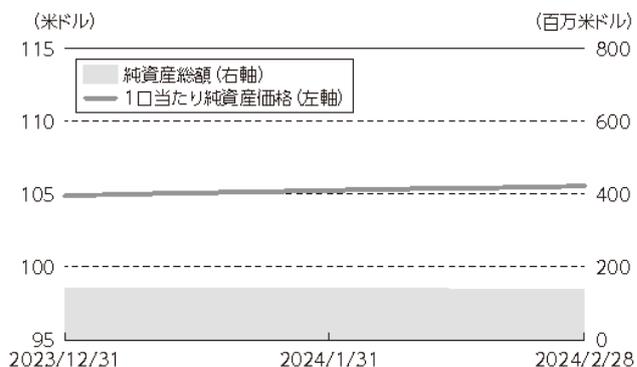
上昇要因

当期を通じて、償還までの残存期間が短い米国国債がプラスのパフォーマンスとなったこと

II. 当期の運用の経過等

(1) 当期の運用の経過

■ 当期の1口当たり純資産価格等の推移について



第6期末の1口当たり純資産価格	104.86米ドル
第7期末の1口当たり純資産価格	105.55米ドル (分配金額：該当事項はありません。)
騰落率	0.66%

(注1) 騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しています。

(注2) 1口当たり分配金額は、税引前の分配金額を記載しています。

(注3) 分配金再投資1口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したもので、ファンド運用の実質的なパフォーマンスを示すものです。ただし、当期を含め、ファンドは分配の実績がないため、1口当たり純資産価格のみ表示しております。

(注4) 当期の分配金再投資受益証券1口当たり純資産価格は、第6期末の受益証券1口当たり純資産価格を起点として計算しています。

(注5) ファンドにベンチマークは設定されておりません。

■ 1口当たり純資産価格の主な変動要因

【上昇要因】

当期を通じて償還までの残存期間が短い米国国債がプラスのパフォーマンスとなったこと

■ 分配金について

ファンドは、原則として分配は行わない方針です。当期において分配の実績はありません。

■ 投資環境について

1. 世界株式

世界株式市場は上昇基調が続きました。米国では、インフレ率の伸びが鈍化したことや、2024年の早期利下げへの期待の高まりから堅調に推移しました。2月前半は横ばいで推移しましたが、後半以降は米国経済の軟着陸期待が高まり上昇しました。欧州でも、期初早期利下げへの期待から株式市場は上昇しました。また2月前半は一時下落する場面もみられましたが、月後半にかけて好調な企業決算やインフレ鈍化傾向から利下げ期待が高まり、上昇しました。

2. 世界債券

世界債券市場はやや上昇しました。米国では、長期金利は上昇（債券価格は下落）しました。期初、米CPI（消費者物価指数）が市場予想通り減速したことや、利下げへの期待を受けて長期金利は低下（債券価格は上昇）しました。しかし期後半は、強い経済指標から早期利下げ観測が後退したこと等から長期金利は上昇しました。欧州でも長期金利は上昇しました。期初に11月のユーロ圏CPIでインフレの鈍化が確認されたことなどから、利下げへの期待が高まりました。期後半はECB（欧州中央銀行）による早期利下げ観測が後退したことや、米長期金利の上昇を受けて長期金利は上昇しました。

3. 為替（米ドル対日本円、米ドル対ユーロ）

米国ではインフレ鎮静化のペースが遅く、FRB（米連邦準備理事会）による政策金利引き下げ予想も後退しました。一方で、日銀はマイナス金利を解除したものの、引き続き緩和姿勢を維持したため、米ドルは対円で上昇を続けました。

ユーロは、ユーロ圏の景況感の悪化、早期利下げ見通しが強まり、対米ドルで下落しました。

■ ポートフォリオについて

2024年の年初時点で、ポートフォリオは株式を保有しておらず、ファンドの満期償還日に近い償還日の米国国債および米国・欧州の投資適格社債を中心に投資し、保守的な運用を行いました。

ファンドは2022年2月に、満期日（2024年2月28日）まで資産のすべてを保守的運用とすることを決定しました。満期日まで、成長運用部分（リスク資産）への投資を行うことはなく、満期日におけるプロテクト価額は1口当たり105.00米ドルから変動することはありませんでした。

■ 投資の対象とする有価証券の主な銘柄

当期末現在において、ファンドは組入資産を保有しておりません。

■ 今後の運用方針

ファンドは、2024年2月28日に満期償還いたしました。

(2) 費用の明細

純資産総額に対して最大年率1.55%を乗じた額がファンドの信託財産から支払われます。下記の手数料等の合計額が純資産総額に対する年率1.55%を乗じた額を超える場合、超過分は管理会社が負担します。

項目	支払先	項目の概要	
管理会社報酬 ^{※1}	管理会社	上限年率0.30%を毎月支払う (2024年2月28日現在、 0.070%)	ファンドの信託財産の管理業務
保管受託・支払代理・ 管理事務代行報酬	保管受託銀行 支払事務代行会社 管理事務代行会社	年率0.003~0.50%を毎月支払う (2024年2月28日現在、 0.036%)	ファンドの信託財産の保管業務、 ファンドの支払代理人業務 および管理事務代行業務
保証料	保証会社	年率0.22%を四半期毎支払う (2024年2月28日現在、 0.220%)	ファンドの満期日の受益証券1 口当たり純資産価格に関する保 証業務
販売報酬 ^{※2}	管理会社	年率0.75%を毎月支払う (2024年2月28日現在、 0.750%)	受益証券の販売業務
代行協会員報酬	代行協会員	年率0.04%を四半期毎支払う (2024年2月28日現在、 0.040%)	目論見書、運用報告書等の日本 における販売会社への送付、受 益証券1口当たり純資産価格の 公表およびこれらに付随する業 務
<p>※1 投資運用会社報酬は、ファンドの信託財産の投資運用業務の対価として、管理会社報酬から支払われます。</p> <p>※2 管理会社を通じて、日本における販売会社に対し、年率0.38%の販売会社報酬が暦年の四半期毎に支払われます。</p>			
その他の費用・ 手数料 (当期)	0.062%	年次税、専門家報酬、印刷および公告費、その他の手数料	

(注) 各報酬については、有価証券報告書に記載されている料率および金額を記載しています。「その他の費用・手数料 (当期)」には運用状況等により変動するものや実費となる費用が含まれます。便宜上、当期のその他の費用・手数料の金額をファンドの当期末の純資産総額で除して100を乗じた比率を表示していますが、実際の比率とは異なります。

なお、当期 (第7期) の償還運用報告書 (全体版) の財務諸表の「運用および純資産変動計算書」では、「その他の手数料」に保証料、海外販売会社報酬、およびマイナス金利に対する支払利息が含まれ、「専門家報酬」に代行協会員報酬が含まれているため、上記の表において「その他の費用・手数料 (当期)」の純資産総額に対する比率を求める際には「運用および純資産変動計算書」における「その他の手数料」および「専門家報酬」から保証料、海外販売会社報酬、マイナス金利に対する支払利息および代行協会員報酬を控除することにより計算しています。

Ⅲ. 直近10期の運用実績

(1) 純資産の推移

下記の会計年度末および第7会計年度中の各月末の純資産の推移は、以下のとおりです。

	純資産価額		1口当たり純資産価格	
	(米ドル)	(百万円)	(米ドル)	(円)
第1会計年度末 (2018年12月末日)	500,661,498.23	71,379	98.53	14,047
第2会計年度末 (2019年12月末日)	514,235,877.62	73,315	108.26	15,435
第3会計年度末 (2020年12月末日)	439,281,534.93	62,628	108.66	15,492
第4会計年度末 (2021年12月末日)	279,210,192.83	39,807	106.00	15,112
第5会計年度末 (2022年12月末日)	153,058,487.72	21,822	101.22	14,431
第6会計年度末 (2023年12月末日)	141,103,093.57	20,117	104.86	14,950
第7会計年度末 (2024年2月28日)	138,847,952.69	19,796	105.55	15,048
2024年1月末日	140,521,289.79	20,034	105.22	15,001
2月28日	138,847,952.69	19,796	105.55	15,048

(注) 米ドルの円貨換算は、2025年4月30日現在の株式会社三井住友銀行の対顧客電信売買相場の仲値である1米ドル＝142.57円によります。以下同じです。

(2) 分配の推移

該当事項はありません。

(3) 販売及び買戻しの実績

下記の会計年度における販売および買戻しの実績ならびに会計年度末日現在の発行済口数は、以下のとおりです。

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度	5,182,950	101,570	5,081,380
	(5,182,950)	(101,570)	(5,081,380)
第2会計年度	0	331,350	4,750,030
	(0)	(331,350)	(4,750,030)
第3会計年度	0	707,330	4,042,700
	(0)	(707,330)	(4,042,700)
第4会計年度	0	1,408,530	2,634,170
	(0)	(1,408,530)	(2,634,170)
第5会計年度	0	1,122,040	1,512,130
	(0)	(1,122,040)	(1,512,130)
第6会計年度	0	166,490	1,345,640
	(0)	(166,490)	(1,345,640)
第7会計年度	0	30,130	1,315,510
	(0)	(30,130)	(1,315,510)

(注1) () 内の数は本邦内における販売口数、買戻口数および発行済口数です。

(注2) 第1会計年度の販売口数は、当初申込期間(2018年2月26日から2018年4月10日まで)中の販売口数を含みます。

(4) 純資産額計算書

(2024年2月28日現在)

	米ドル (IV. を除く。)	円 (IV. を除く。)
I. 資産総額	139,066,128.07	19,826,657,879
II. 負債総額	218,175.38	31,105,264
III. 純資産総額 (I - II)	138,847,952.69	19,795,552,615
IV. 発行済口数	1,315,510口	
V. 1口当たり純資産価格 (III/IV)	105.55	15,048

IV. ファンドの経理状況

財務諸表

- a. アムンディ エス・エフの日本において募集されたサブ・ファンド（以下「関係するサブ・ファンド」という。）の直近2会計年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルクにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. 原文の財務書類は、アムンディ エス・エフおよび全てのサブ・ファンドにつき一括して作成されている。本書において日本語の作成にあたっては関係するサブ・ファンドに関連する部分のみを翻訳している。
- c. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーポラティブから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- d. 原文の財務書類は、米ドルで表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について、2025年4月30日現在の株式会社三井住友銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=142.57円）で換算された円換算額が併記されている。

監査報告書

アムンディ エス・エフの受益者各位

監査意見

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、アムンディ エス・エフ（以下「ファンド」という。）および各サブ・ファンドの2024年12月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正に表示しているものと認める。

我々が行った監査

ファンドの財務書類は、以下により構成される。

- ・ 2024年12月31日現在の投資有価証券明細表
- ・ 2024年12月31日現在の純資産計算書
- ・ 同日に終了した年度の運用および純資産変動計算書
- ・ 重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記

意見の根拠

我々は、監査業務に関する2016年7月23日法（以下「2016年7月23日法」という。）およびルクセンブルグの金融監督委員会（以下「CSSF」という。）が採用した国際監査基準（以下「ISAs」という。）に準拠して監査を行った。2016年7月23日法の下で、またISAsに準拠した我々の責任については、本報告書中の「財務書類の監査に関する公認の監査人の責任」の項において詳述されている。

我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を提供するのに十分かつ適切であると判断している。

我々は、財務書類に対する我々の監査に関する倫理上の要件と共にルクセンブルグのCSSFが採用した、国際会計士倫理基準審議会の職業会計士のための国際倫理規程（国際独立性基準を含む。）（以下「IESBA規程」という。）に従ってファンドから独立した立場にある。我々は、かかる倫理上の要件に基づきその他の倫理的な義務を果たしている。

その他の情報

管理会社の取締役会は、年次報告書に記載される情報で構成されるその他の情報（財務書類およびそれに対する我々の監査報告書は含まれない）に関して責任を負う。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、上記のその他の情報を精読し、当該情報が、財務書類もしくは我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、または重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々が報告すべき事項はない。

財務書類に対する管理会社の取締役会の責任

管理会社の取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して財務書類の作成および適正表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であると管理会社の取締役会が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、管理会社の取締役会は、ファンドおよび各サブ・ファンドが継続企業として存続する能力を評価し、管理会社の取締役会がファンドの清算または各サブ・ファンドの閉鎖もしくは運用の中止を意図している、または現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、該当する場合に継続企業の前提に関する事象を開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

財務書類の監査に関する公認の監査人の責任

我々の監査の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む監査報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAsに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合に、重要とみなされる。

2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAsに準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- ・ 不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・ ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・ 使用される会計方針の適切性ならびに管理会社の取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・ 管理会社の取締役会が継続企業の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、ファンドが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、監査報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、監査報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、ファンドまたは各サブ・ファンドのいずれか（償還が決定しているセービング・ボックスⅠ、セービング・ボックスⅡ、セービング・ボックスⅢおよびエマージング・マーケット・ボンド2025を除く。）が継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・ 開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

ルクセンブルク、2025年4月25日

プライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーペラティブ
代表して
クリストフ・ピッティ

注：アムンディ エス・エフ（以下「ファンド」という。）は各サブ・ファンドによって構成されているため、上記の承認された法定監査人の監査報告書は、ファンドおよび各サブ・ファンドの財務書類を監査対象としている。原文の財務書類には、現在ファンドを構成するすべてのサブ・ファンドの情報が掲載されているが、日本語の財務書類上、運用および純資産変動計算書ならびに受益証券比較計算書については、日本で販売されるサブ・ファンドの情報のみが掲載されている。また、財務書類に対する注記については、日本で販売されたサブ・ファンドに関連しない注記は一部省略されている。



Audit report

To the Unitholders of
Amundi S.F.

Our opinion

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of Amundi S.F. (the “Fund”) and of each of its sub-funds as at 31 December 2024, and of the results of their operations and changes in their net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

What we have audited

The Fund’s financial statements comprise:

- the securities portfolio as at 31 December 2024;
- the statement of net assets as at 31 December 2024;
- the statement of operations and changes in net assets for the year then ended; and
- the notes to the financial statements, which include a summary of significant accounting policies.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (Law of 23 July 2016) and with International Standards on Auditing (ISAs) as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier” (CSSF). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the “Responsibilities of the “Réviseur d’entreprises agréé” for the audit of the financial statements” section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

We are independent of the Fund in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants, including International Independence Standards, issued by the International Ethics Standards Board for Accountants (IESBA Code) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements. We have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements.

Other information

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the annual report but does not include the financial statements and our audit report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

*PricewaterhouseCoopers, Société coopérative, 2 rue Gerhard Mercator, B.P. 1443, L-1014 Luxembourg
T : +352 494848 1, F : +352 494848 2900, www.pwc.lu*

*Cabinet de révision agréé. Expert-comptable (autorisation gouvernementale n°10028256)
R.C.S. Luxembourg B 65 477 - TVA LU25482518*



In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors of the Management Company for the financial statements

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors of the Management Company determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors of the Management Company is responsible for assessing the Fund's and each of its sub-funds' ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors of the Management Company either intends to liquidate the Fund or close any of its sub-funds or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the "Réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an audit report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control;
- obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control;
- evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors of the Management Company;



- conclude on the appropriateness of the Board of Directors of the Management Company's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund's or any of its sub-funds' ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our audit report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our audit report. However, future events or conditions may cause the Fund or any of its sub-funds (except for Saving Box I, Saving Box II, Saving Box III and Emerging Markets Bond 2025 where a decision to liquidate exists) to cease to continue as a going concern;
- evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

PricewaterhouseCoopers, Société coopérative
Represented by

Luxembourg, 25 April 2025

Electronically signed by
Christophe Pittie

A handwritten signature in blue ink, appearing to read 'C. Pittie', is written over a faint, stylized signature line.

Christophe Pittie

アムンディ エス・エフ
運用および純資産変動計算書

	注記	アムンディ エス・エフ-SMBC・アムンディ プロテクトファンド 米ドルステップ 201803			
		2024年2月28日		2023年12月31日	
		米ドル	千円	米ドル	千円
収益					
分配金、純額	2	—	—	—	—
有価証券に係る利息	2	110,113	15,699	1,678,783	239,344
銀行預金に係る利息	2	35,115	5,006	15,716	2,241
スワップ契約に係る利息	2	—	—	—	—
その他の収益	14	286	41	—	—
収益合計		145,514	20,746	1,694,499	241,585
費用					
管理報酬	4	16,365	2,333	102,944	14,677
販売報酬	4	88,835	12,665	554,936	79,117
保管受託および管理事務代行報酬	6	8,363	1,192	96,387	13,742
年次税	7	—	—	73,491	10,478
専門家報酬		10,497	1,497	65,138	9,287
印刷および公告費		1,187	169	1,176	168
成功報酬	5	—	—	—	—
取引費用	19	—	—	—	—
注文の受理および回送手数料		—	—	—	—
スワップ契約に係る利息	2	—	—	—	—
その他の手数料	15	150,100	21,400	952,662	135,821
費用合計		275,347	39,256	1,846,734	263,289
期首現在純資産価額		141,103,094	20,117,068	153,058,488	21,821,549
運用純収益／（損失）		(129,833)	(18,510)	(152,235)	(21,704)
有価証券売却に係る実現純利益／（損失）		11,456,266	1,633,320	(294,812)	(42,031)
為替に係る実現純利益／（損失）		(130)	(19)	1,037	148
先渡為替契約に係る実現純利益／（損失）		—	—	—	—
金融先物契約に係る実現純利益／（損失）		—	—	—	—
オプション契約に係る実現純利益／（損失）		—	—	—	—
スワップ契約に係る実現純利益／（損失）		—	—	—	—
実現純利益／（損失）		11,456,136	1,633,301	(293,775)	(41,884)
有価証券に係る未実現利益／（損失）の純変動		(10,410,012)	(1,484,155)	5,627,888	802,368
先渡為替契約に係る未実現利益／（損失）の純変動		—	—	—	—
金融先物契約に係る未実現利益／（損失）の純変動		—	—	—	—
オプション契約に係る未実現利益／（損失）の純変動		—	—	—	—
スワップ契約に係る未実現利益／（損失）の純変動		—	—	—	—
未実現利益／（損失）の当期純変動		(10,410,012)	(1,484,155)	5,627,888	802,368
運用の結果としての純資産の純増加／（減少）		916,291	130,636	5,181,878	738,780
発行／（買戻）、純額		(142,019,385)	(20,247,704)	(17,137,272)	(2,443,261)
分配金宣言額	17	—	—	—	—
連結された純資産の再評価		—	—	—	—
期末現在純資産価額		—	—	141,103,094	20,117,068

添付の注記は当財務書類の一部である。

アムンディ エス・エフ
受益証券統計表

アムンディ エス・エフ-SMBC・アムンディ プロテクトファンド 米ドルステップ 201803

	ISIN	2024年2月28日 受益証券口数		2024年2月28日	2023年12月31日	2022年12月31日
				受益証券 1口当たり 純資産価格	受益証券 1口当たり 純資産価格	受益証券 1口当たり 純資産価格
クラスW1受益証券-非分配型	LU1744900314	1,315,510.000	米ドル	105.55	104.86	101.22
純資産総額			米ドル	138,847,953	141,103,094	153,058,488

添付の注記は当財務書類の一部である。

アムンディ エス・エフ
財務書類に対する注記
2024年12月31日現在

注1 はじめに

アムンディ エス・エフ（以下「ファンド」という。）は、複数の独立したサブ・ファンド（以下、個別にまたは総称して「サブ・ファンド」という。）を有する契約型投資信託（*Fonds Commun de Placement*）（以下「FCP」という。）として設立されている。ファンドは、2003年6月6日に設立された譲渡可能証券を投資対象とする投資信託（以下「UCITS」という。）であり、投資信託に関する2010年12月17日付ルクセンブルク法（改正済）のパートIに基づき適格である。ファンドは、直近では2021年3月31日付で更新され、2021年4月21日付で会社公告集（*Recueil Electronique des Sociétés et Associations*）（以下「RESA」という。）において公告された、期末現在有効な約款に準拠している。

ファンドは、2010年12月17日法（改正済）の第15章に基づく株式会社（*société anonyme*）の形式で設立された会社であり、登録番号B57.255で商業および法人登記所に登録され、ルクセンブルクに登録事務所を有するアムンディ・アセット・マネジメント・エス・エー・エスの完全子会社であるアムンディ・ルクセンブルク・エス・エー（以下「管理会社」という。）によって管理される、法人化されていない証券およびその他の資産の集合体である。管理会社は、1996年12月20日に無期限で設立された。管理会社の定款は、1997年1月28日にメモリアルで公告され、直近では2018年1月1日に改正された。

異なるサブ・ファンドの資産は、それぞれの投資方針および投資目的に従って個別に投資される。すべてのサブ・ファンドはユーロまたは米ドル建てであり（以下「基準通貨」という。）、各サブ・ファンドのすべての資産および負債は各サブ・ファンドの基準通貨で評価される。

ユーロ以外の通貨での受益証券1口当たり純資産価格（以下「1口当たりNAV」という。）は、ユーロでの1口当たりNAVへ日々換算して表示される。

2024年1月16日付で、以下のサブ・ファンドが償還した：

関係するサブ・ファンドなし。

2024年2月28日付で、以下のサブ・ファンドが償還した：

アムンディ エス・エフ-SMBC・アムンディ プロテクトファンド 米ドルステップ 201803

2024年9月13日付で、以下のサブ・ファンドが償還した：

アムンディ エス・エフ-SMBC・アムンディ プロテクトファンド 米ドルステップ 201809

2024年10月15日付で、以下のサブ・ファンドが償還した：

関係するサブ・ファンドなし。

2024年12月31日現在、以下の12サブ・ファンドが運用されていた：

債券型サブ・ファンド

関係するサブ・ファンドなし。

アブソリュート・リターン型サブ・ファンド

関係するサブ・ファンドなし。

コモディティー型サブ・ファンド

関係するサブ・ファンドなし。

2024年12月31日現在運用中の受益証券クラスの詳細は「直近3年に関連する金融詳細」に記載されており、受益証券クラスの記載事項は最新の英文目論見書に開示されている。

注2 重要な会計方針

財務書類の表示

本財務書類は、ルクセンブルグにおける譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託に関する法令およびルクセンブルグで一般に認められた会計原則に準拠して作成されている。

本財務書類は、アムンディ エス・エフ・セービング・ボックスⅠ、アムンディ エス・エフ・セービング・ボックスⅡ、アムンディ エス・エフ・セービング・ボックスⅢおよびアムンディ エス・エフ・エマージング・マーケッツ・ボンド2025のサブ・ファンドを除き、継続企業の会計基準で作成されている。これらのサブ・ファンドは償還した。したがって、その財務書類は非継続企業の会計基準で作成されている。

本財務書類は、投資有価証券の入手可能な最新の市場価格に基づいて当期の最終営業日に計算された純資産価額（以下「NAV」という。）を反映している。

投資有価証券またはその他の投資の評価

以下の価格決定方針が適用される。

- ・ **投資有価証券の評価**—証券取引所または規制された市場もしくは他の規制された市場において上場または取引されている投資有価証券は、関連する評価日の午後6時（ルクセンブルグ時間）時点における入手可能な最新の価格で評価される。各サブ・ファンドの（買い／中間／売り）価格算定ルールは、ファンドの管理会社の取締役会によって定期的に見直され、また各サブ・ファンドの投資サイクルおよび／または投資目的に合わせて適応されることがある。該当日にサブ・ファンドのポートフォリオに保有されている資産が証券取引所または規制された市場もしくは他の規制された市場において上場または取引されていない場合、または証券取引所において上場もしくは取引されているか、もしくはかかる市場において取引されている資産に関し、（前段落に従って決定される）入手可能な最新の価格が関連する資産の適正市場価額を示していない場合、かかる資産の価額は、管理会社の取締役会によって慎重に、かつ誠意をもって決定される合理的に予想できる売却価格に基づくものとする。
- ・ **オープン・エンド型およびクローズド・エンド型投資信託**—オープン・エンド型投資信託の受益証券または投資証券は、決定され入手可能な最新の純資産価額で評価されるものとし、また、かかる価格が当該資産の適正市場価額を示していない場合には、管理会社の取締役会によって慎重に、かつ誠意をもって価格が決定される。クローズド・エンド型投資信託の受益証券または投資証券は、入手可能な最新の時価で評価されるものとする。
- ・ **先渡為替契約**—先渡為替契約は、満期までの期間において「純資産計算書」日の適用される先物レートで評価される。先渡為替契約に係る未実現純利益および損失は「純資産計算書」に計上され、先渡為替契約に係る実現純利益／（損失）および未実現利益／（損失）の純変動は「運用および純資産変動計算書」に計上される。ファンドはまた、ヘッジ付受益証券クラスも発行する。ヘッジ付受益証券クラスのために使用された先渡為替契約に係るすべての利益／（損失）は、関連する受益証券クラスにのみ割り当てられる。
- ・ **金融先物契約**—金融先物契約は、公認の証券取引所において入手可能な取引価格で（上述の「投資有価証券の評価」に記載された価格決定方針に従って）評価される。先物契約を締結する際、当初証拠金の差入れは現金で行われる。変動証拠金と呼ばれるその後の支払いは、サブ・ファンドにより定期的に行われるか、受領され、また、未決済の先物契約の時価の変動に基づく。金融先物契約に係る未実現純利益および損失は「純資産計算書」に計上され、金融先物契約に係る実現純利益／（損失）および未実現利益／（損失）の純変動は「運用および純資産変動計算書」に計上される。当該契約が終了した場合、関連するサブ・ファンドは、取引開始時と取引終了時の手取金（または費用）の差額と同額の実現利益または損失を計上する。
- ・ **前払プレミアム・オプション契約**—サブ・ファンドが前払プレミアム付きのオプション契約を購入した場合、サブ・ファンドはプレミアムを支払い、当該プレミアムに等しい金額が資産として計上される。サブ・ファ

ンドが前払プレミアム付きのオプションを売却した場合、サブ・ファンドはプレミアムを受領し、当該プレミアムに等しい金額が負債として計上される。

資産または負債は、オプション契約の現在の時価を反映するために日々調整される。

証券取引所または規制された市場もしくは他の規制された市場において上場または取引されているオプション契約は、取引価格で（上述の「投資有価証券の評価」に記載された価格決定方針に従って）評価される。

店頭オプションは、第三者の代理人により日々計算される価格に基づき取引相手方から受領した価額に対して検証された時価で評価される。

最新の公表価格がオプションを代表する価格でない場合、その評価は、管理会社の取締役会によって慎重に、かつ誠意をもって見積もられる潜在的売却価格に基づく。

オプションが行使されずに期限切れとなった場合、サブ・ファンドは、受領されたか、支払われたプレミアムの範囲で、利益または損失を現金化する。受領されたか、支払われたプレミアムならびにオプション契約からの未実現純利益および損失は、「時価で購入された前払プレミアム・オプション契約」または「時価で償却された前払プレミアム・オプション契約」の勘定残高において「純資産計算書」に計上される。

オプション契約に係る実現純利益／（損失）および未実現利益／（損失）の純変動は「運用および純資産変動計算書」に計上される。

- ・ **先物型オプション契約**—先物型オプション契約は、公認の証券取引所において入手可能な取引価格で（上述の「投資有価証券の評価」に記載された価格決定方針に従って）評価される。契約締結時の当初証拠金の差入れは現金で行われる。変動証拠金と呼ばれるその後のプラスまたはマイナスのキャッシュ・フローは、サブ・ファンドにより定期的に行われるか、受領され、また、未決済のオプション契約の時価の変動に基づく。当該契約が終了した場合、関連するサブ・ファンドは、取引開始時と取引終了時の手取金（または費用）の差額と同額の実現利益または損失を計上する。

先物型オプション契約に係る未実現純利益および損失は、「純資産計算書」に計上される。

先物型オプション契約に係る実現純利益／（損失）および未実現利益／（損失）の純変動は「運用および純資産変動計算書」に計上される。

- ・ **スワップ契約**—サブ・ファンドは、金利スワップ、スワップション、インフレ連動スワップ、クレジット・デフォルト・スワップおよびトータル・リターン・スワップなど、様々な種類のスワップ契約を締結することができる。スワップ契約に係る未実現純利益および損失は、「純資産計算書」に計上される。スワップ契約に係る実現純利益／（損失）および未実現利益／（損失）の純変動は「運用および純資産変動計算書」に計上される。スワップ契約は、管理会社の取締役会によって確立された手続きに従って、慎重に、かつ誠意をもって決定される公正な時価で評価される。

スワップ契約は、純資産価額の算出日ごとに時価で評価される。時価は、当該契約に規定された要素の評価に基づき、また、第三者の代理人、マーケット・メーカーまたは管理会社の取締役会によって確立された手続きに従って内部モデルから取得される。

スワップ契約に係る実効利息費用／収益は、その全額が「運用および純資産変動計算書」に計上される。スワップ契約に係る未払費用／未収収益は、純資産価額の算出日ごとに各スワップ契約ごとで相殺され、また、その結果による純残高は、スワップ契約ごとに、スワップ契約に係る利息費用またはスワップ契約に係る利息収益のいずれかとして「運用および純資産変動計算書」に掲載される。

- ・ **収益**—利息収益は、日次ベースで計上される。分配金は、源泉徴収された源泉徴収税を控除した金額で表示され、分配の権利落ち日に収益として計上される。

- ・ **実現純利益および損失**—実現純利益および損失は、期中における有価証券およびその他の投資有価証券、金融先物契約、先渡為替契約、オプション、差金決済取引（CFD）、スワップおよびその他の投資有価証券の取引により利益または損失、ならびに期末におけるその他の外貨建資産および外貨建負債の再評価から生じる差額から構成される。実現純利益および損失は、先入先出法（以下「FIFO」という。）が適用される先物契約とCFDを除いて、売却投資有価証券の加重平均費用に基づいて決定される。

- ・ **連結財務書類**—各サブ・ファンドの数字は、それぞれの基準通貨で提示される。連結財務書類はユーロで表示されており、異なる通貨によるサブ・ファンドの純資産の合計は、期末現在の実勢為替レートでユーロに換算される。連結財務書類は、情報提供のみを目的として提示される。
期末現在、サブ・ファンドが同一アンブレラの他のサブ・ファンドに対して実施した投資の価額は3,300,372ユーロであり、連結純資産の0.19%に相当する。したがって、サブ・ファンド間における投資を除いた期末現在の連結純資産の合計は、1,772,668,337ユーロとなる。
- ・ **証券貸付**—サブ・ファンドは、借手にポートフォリオの証券を貸し付けることができる。この取引を保証するため、サブ・ファンドは担保を受領する。貸付証券は第三者ブローカーに引き渡され、これらの資産はサブ・ファンドのポートフォリオの一部として評価され続ける。貸付が終了した場合、サブ・ファンドは受領した担保を借手に返却しなければならない。貸付は、当事者によっていつでも終了することができる。証券貸付は、契約上の取り決めに従ってサブ・ファンドに追加の収益を発生させる。当該報酬は、「運用および純資産変動計算書」に計上される。

注3 2024年12月31日現在使用された換算レート

関連するサブ・ファンドの基準通貨以外の通貨で表示された資産および負債は、2024年12月31日現在の実勢為替レートで換算される。外国為替運用に生じる利益および損失は、「運用および純資産変動計算書」に計上される。外貨での取引は、取引日の実勢為替レートで関連するサブ・ファンドの基準通貨に換算される。

2024年12月31日現在使用された換算レートは、以下のとおりである。

1ユーロ＝

1.67245	オーストラリア・ドル
6.39720	ブラジル・レアル
1.48925	カナダ・ドル
0.93845	スイス・フラン
1,029.83075	チリ・ペソ
7.60215	オフショア人民元
7.55840	オンショア人民元
4,561.93705	コロンビア・ペソ
25.17500	チェコ・コルナ
1.95583	ドイツ・マルク
7.45725	デンマーク・クローネ
0.82680	英ポンド
8.04370	香港ドル
411.36500	ハンガリー・フォリント
16,666.37300	インドネシア・ルピア
3.77300	イスラエル・シェケル
88.65300	インド・ルピー
162.73920	日本円

1ユーロ＝

1,524.41135	韓国ウォン
21.53090	メキシコ・ペソ
4.63025	マレーシア・リンギット
11.76050	ノルウェー・クローネ
1.84830	ニュージーランド・ドル
59.89850	フィリピン・ペソ
4.27725	ポーランド・ズウォティ
4.97545	ルーマニア・レウ
113.64615	ロシア・ルーブル
3.89080	サウジアラビア・リヤル
11.44150	スウェーデン・クローネ
1.41265	シンガポール・ドル
35.30535	タイ・バーツ
36.61580	トルコ・リラ
33.94835	台湾ドル
1.03550	米ドル
19.53990	南アフリカ・ランド

注4 管理報酬、投資運用報酬および販売報酬

管理報酬は各サブ・ファンドの純資産価額に対する割合であり、その範囲は、英文目論見書に従って、関連するサブ・ファンドおよび受益証券クラスによって年率0.30%から年率2.25%の間である。

クラスX受益証券については、管理報酬が管理会社によって受益者から直接請求および徴収され、サブ・ファンドには請求されず、純資産価額にも反映されない。

2024年12月31日現在、実際に適用された管理報酬の料率は、以下のとおりである。

関係するサブ・ファンドなし。

販売報酬（該当する場合）は、各サブ・ファンドの純資産価額に対する割合であり、その範囲は、英文目論見書に従って、関連する受益証券クラスによって年率0.00%から年率1.50%（上限）の間である。

2024年12月31日現在、実際に適用された販売報酬の料率は、以下のとおりである。

関係するサブ・ファンドなし。

管理報酬および販売報酬は、いずれも、サブ・ファンドおよび受益証券クラスの純資産価額に基づき、各評価日に算出されかつ発生し、毎月後払いで支払われる。

投資運用会社は、ファンドの約款に従って、管理会社により管理報酬の中からその報酬の支払いを受ける。

注5 成功報酬

管理会社は、英文目論見書に記載されるとおり、運用期間中に特定のサブ・ファンドの特定のクラスの受益証券1口当たり純資産価格がベンチマークまたはパフォーマンス目標を上回った場合に当該受益証券クラスについて成功報酬を稼得することができる。

運用期間は、運用開始日から満期日までを運用期間とする一部のサブ・ファンド（エマージング・マーケット・ボンド2025、グローバル・ハイ・イールド・オポチュニティーズ2025、セービング・ボックスⅠ、セービング・ボックスⅡおよびセービング・ボックスⅢ）を除いて暦年であり、その結果、2023年より前に満期日を迎えたサブ・ファンド（セービング・ボックスⅠ、セービング・ボックスⅡおよびセービング・ボックスⅢ）には2023年中の成功報酬が適用されなかった。

成功報酬の計算は、関連する各受益証券クラスの各NAV計算日に適用される。計算は、以下の比較に基づいて行われる。

－関連する各受益証券クラスのNAV（成功報酬の控除前）、および

－パフォーマンス観測期間の初日において、各評価における発行および買戻しに応じて調整され、成功報酬のベンチマークまたは目標（サブ・ファンドおよび受益証券ごとに記載）が適用される、関連する各受益証券クラスのNAV（成功報酬の控除前）を表し複製する参照資産。

以下の累積条件が満たされる場合、成功報酬は、受益証券クラスの純資産（成功報酬の控除前）と参照資産の間のプラスの差額の割合を表す。

－差額がプラスであり、

－パフォーマンス観測期間の開始以来、参照資産と比較した関連する受益証券クラスの相対パフォーマンスが、プラスまたはゼロである。過去5年間のパフォーマンス不足は、新たな成果報酬が発生する前に取り戻される必要がある。

2022年1月1日から、最長5年のパフォーマンス観測期間にわたって比較が行われ、毎年12月31日とその応当日に相当する（以下「応当日」という。）。

満期日のあるサブ・ファンドの場合、関連する受益証券クラスの運用開始日から、サブ・ファンドの満期日に終了するパフォーマンス観測期間にわたって比較が行われる。

注6 保管受託銀行および支払事務代行会社、管理事務代行会社、登録事務代行会社および名義書換事務代行会社

保管受託銀行および支払事務代行会社、管理事務代行会社、ならびに登録事務代行会社および名義書換事務代行会社は、関連するサブ・ファンドの資産から、以下の業務の対価として報酬を受領する。

- ・ **保管受託銀行および支払事務代行会社**：当該報酬は、保管受託銀行、支払事務代行会社および管理事務代行会社が、関連するサブ・ファンド（該当する場合は、関連する受益証券のクラス）の資産から受領する権限を有する報酬の割合である。関連するサブ・ファンドまたは受益証券のクラスの裏付けとなる資産価額に対して年率0.003%から年率0.50%の間（関連するサブ・ファンドの資産が保有される国によって異なる）で設定され、四半期ごとに後払いで支払われる。
- ・ **管理事務代行会社**：当該報酬は、提供される主な業務の対価として年率0.01%の金額が、関連するサブ・ファンドの純資産価額に基づき、各評価日に算出されかつ発生する。当該報酬は、四半期ごとに後払いで支払われる。
- ・ **登録事務代行会社および名義書換事務代行会社**：提供された業務に対する報酬の主な構成要素は、運用中の受益証券クラスの数、顧客の口座の数および処理された取引の数である。

注7 ファンドの課税—年次税

ルクセンブルクの現行法に基づき、ファンドは法人所得税またはキャピタル・ゲイン税を課せられない。ファンドは、暦四半期末時点の各サブ・ファンドの純資産価額に基づき年率0.05%の、四半期ごとに算出されかつ発生する、サブスクリプション税である年次税 (*Taxe d'abonnement*) が課せられる。ただし、当該税は、適格な機関投資家のみを目的とする受益証券クラスに関連する場合、ならびにサブ・ファンドが短期金融市場商品および与信金融機関への預金への集合投資のみを目的とする場合、純資産価額の0.01%に減額される。

2010年12月17日法（改正済）の第175条(a)に従って、年次税が既に課せられた投資信託に投資される純資産は、当該税を免除される。ファンドが受領した利息収益および分配金収益には、発生した国の回収不能な源泉徴収税が課せられることがある。

注8 先物契約の未決済ポジション

関係するサブ・ファンドなし。

注9 先渡為替契約の未決済ポジション

関係するサブ・ファンドなし。

注10 オプション

関係するサブ・ファンドなし。

注11 スワップ

関係するサブ・ファンドなし。

注12 担保

関係するサブ・ファンドなし。

注13 証券貸付

関係するサブ・ファンドなし。

注14 その他の収益

「運用および純資産変動計算書」の「その他の収益」の金額には、主に取引費用が含まれる。

注15 その他の手数料

「運用および純資産変動計算書」の「その他の手数料」の残高には、主にOTC値付報酬、弁護士費用ならびに利息および銀行手数料が含まれる。

注16 ポートフォリオ変動計算書

2024年12月31日終了年度のポートフォリオの変動の一覧表は、ファンドの管理会社の登録事務所において無料で入手可能である。

2024年12月31日現在未決済のデリバティブ契約に関連するすべての詳細は、財務書類に対する注記に記載されている。

注17 分配金

- ・ **分配型クラス**：当該クラスは、日次ベースで、生じた純収益に基づく金額の分配を行う。日次の金額は、月次で累積されかつ支払われる。
- ・ **毎年分配型クラス**：当該クラスは、年次ベースで、前年に生じた収益に基づく金額または運用開始日／年度初めに設定した年次目標利回りに基づく分配金の分配を行う。サブ・ファンドによって、報酬控除後または報酬込みの収益が分配されることがある。
- ・ **四半期分配目標型クラス**：当該クラスは、四半期ベースで、年度初めに設定した年次目標利回りに基づく分配金の分配を行うことを目指す。

分配金の分配方針は、ファンドの英文目論見書により詳細に記載されている。当期において、英文目論見書に記載されている分配以外の分配は実施されていない。

注18 スイング・プライシング

2023年9月以降、ファンドではスイング・プライシング方針が実施されている。サブ・ファンドにおいて著しい純流入または純流出があった場合、投資運用会社はサブ・ファンドの証券を取引することになり、それによって取引費用が発生する。スイング・プライシングでは、SICAVの長期株主をこれらの費用から保護する目的で、受益者の申込または償還活動によって発生する取引費用を考慮して、サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格が調整される。市況、取引費用およびその他のサブ・ファンドのデータは、取締役会がどのサブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格がスイング・プライシングの影響を受けるか、および、各サブ・ファンドに適用されるスイング・ファクターを決定するために使用される。これらは、管理会社の取締役会によって定期的に見直される。

スイング・ファクターは、純資産価額の2.00%を超えることはできない。

2024年12月31日現在、純資産価額はスイングされている。

注19 取引費用

金融商品の購入または売却に関連して2024年にサブ・ファンドが負担した取引費用は、「運用および純資産変動計算書」の特定の費用欄に開示されている。取引費用には、金融商品の購入または売却に直接関連する費用が（かかる費用が取引確認書において個別に表示される場合に限り）含まれる。

一部の資産クラスでは、取引費用は通常、取引価格に組み込まれており、個別に計上されない。

このため、サブ・ファンドの投資の性質によっては、一部のサブ・ファンドにおいて取引費用区分にデータが報告されないことがある。

証券貸付に関連する取引および証券貸付に関連する費用は、これらの数値に含まれていない。

注20 償還したサブ・ファンド

以下の償還したサブファンドは、2024年12月31日現在、残余現金および有価証券を保有しており、その総額は以下のとおりである。

サブ・ファンド	償還日	通貨	総額
アムンディ エス・エフ -SMBC・アムンディ プロテクトファンド 米ドルステップ 201803	2024年2月28日	ユーロ	115,269,19
アムンディ エス・エフ -SMBC・アムンディ プロテクトファンド 米ドルステップ 201809	2024年9月13日	ユーロ	23,393,16

注21 持続可能性に関する金融開示規則（SFDR）

環境および／または社会的特性ならびに／もしくは持続可能な投資に関する情報は、「持続可能性に関する金融開示規則（未監査）」および（該当する場合は）関連する付属書において入手可能である。

注22 後発事象

2025年2月13日付で、以下のサブ・ファンドが償還した：

関係するサブ・ファンドなし。

2025年2月28日付で、以下のサブ・ファンドが償還した：

関係するサブ・ファンドなし。

2024年4月4日現在、以下のサブ・ファンドが名称を変更した：

関係するサブ・ファンドなし。

V. ファンドの投資信託財産運用総括表

信託期間	投資信託当初払込日	2018年4月12日
	投資信託契約終了日	2024年2月28日

投資信託契約終了時（2024年2月28日）の状況		
資産総額	139,066,128.07米ドル	19,827百万円
負債総額	218,175.38米ドル	31百万円
純資産総額	138,847,952.69米ドル	19,796百万円
受益券口数	1,315,510口	
1口当たり償還金	105.55米ドル	15,048円

区分	投資信託当初払込時 (2018年4月12日)		投資信託契約終了時 (2024年2月28日)		差引増減	
受益券口数	5,182,950口		1,315,510口		-3,867,440.00口	
元本額	518,295,000.00 米ドル	73,893 百万円	138,847,952.69 米ドル	19,796 百万円	-379,447,047.31 米ドル	-54,098 百万円

毎計算期末の状況									
計算期	期首純資産総額		期末純資産総額		1口当たり 純資産価格		1口当たり分配金		分配率
	米ドル	百万円	米ドル	百万円	米ドル	円	米ドル	円	(%)
第1期	518,295,000.00	73,893	500,661,498.23	71,379	98.53	14,047	-	-	-
第2期	500,661,498.23	71,379	514,235,877.62	73,315	108.26	15,435	-	-	-
第3期	514,235,877.62	73,315	439,281,534.93	62,628	108.66	15,492	-	-	-
第4期	439,281,534.93	62,628	279,210,192.83	39,807	106.00	15,112	-	-	-
第5期	279,210,192.83	39,807	153,058,487.72	21,822	101.22	14,431	-	-	-
第6期	153,058,487.72	21,822	141,103,093.57	20,117	104.86	14,950	-	-	-
第7期	141,103,093.57	20,117	138,847,952.69	19,796	105.55	15,048	-	-	-
信託期間中の1口当たり総収益金（注1）および年平均収益率（注2）							5.55米ドル		0.94%

（注1）「信託期間中の1口当たり総収益金」とは「毎計算期間末の状況」に表示された1口当たり分配金の合計額に、「投資信託契約終了時の状況」に表示された1口当たり償還金の額を加算した額から1口当たり元本額（100.00米ドル）を控除した金額

（注2）信託期間中の1口当たり年平均収益率（%）＝{（1口当たり総収益金）／（信託期間※×1口当たり元本額）}×100

※ここでの信託期間は5.88年

VI. お知らせ

ファンドは、2024年2月28日に満期を迎え、償還いたしました。